

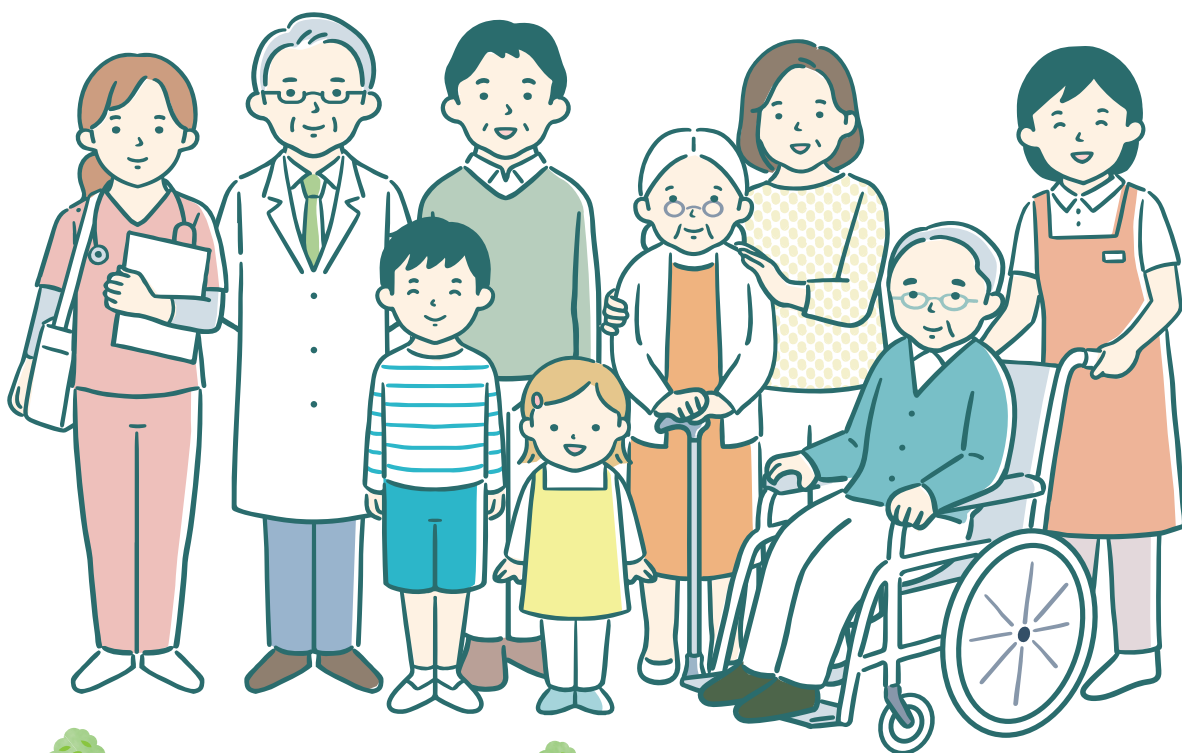
岩沼市

高齢者福祉計画 介護保険事業計画

(第9期)

令和6年度～令和8年度

【概要版】



令和6年3月
宮城県 岩沼市

1

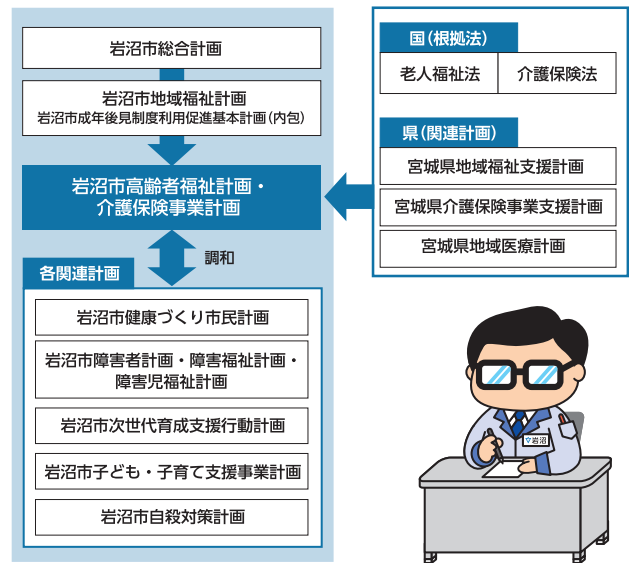
計画策定の趣旨と位置付け

第9期岩沼市高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者に関する保健・医療・福祉施策と介護保険制度を体系的に推進し、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図るとともに、高齢者自身が役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるまちづくりに向けて高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

(1) 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」と、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

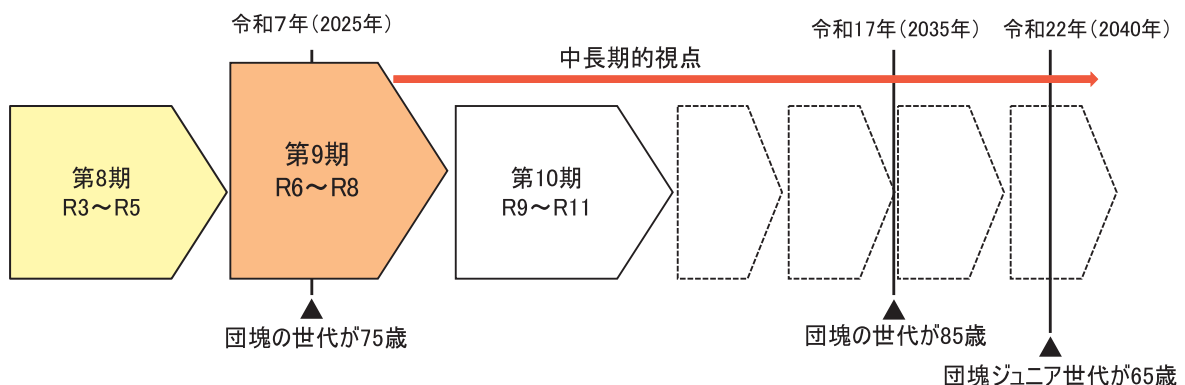
「岩沼市総合計画」を最上位計画とし、その方針に沿って策定します。また、「岩沼市地域福祉計画」を福祉分野の上位計画として位置づけ、障害分野や健康分野に関連する関連計画との調和を図りながら策定します。



(2) 計画期間

計画期間は、令和6年度(2024年)～8年度(2026年)までの3年間です。

第9期計画となる本計画は、第8期計画で取り組んできた地域包括ケアシステムの深化・推進を引き継ぎ、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)及び85歳以上となる令和17年(2035年)、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据えたうえで、今後3年間の施策の考え方及び目標を示す計画です。

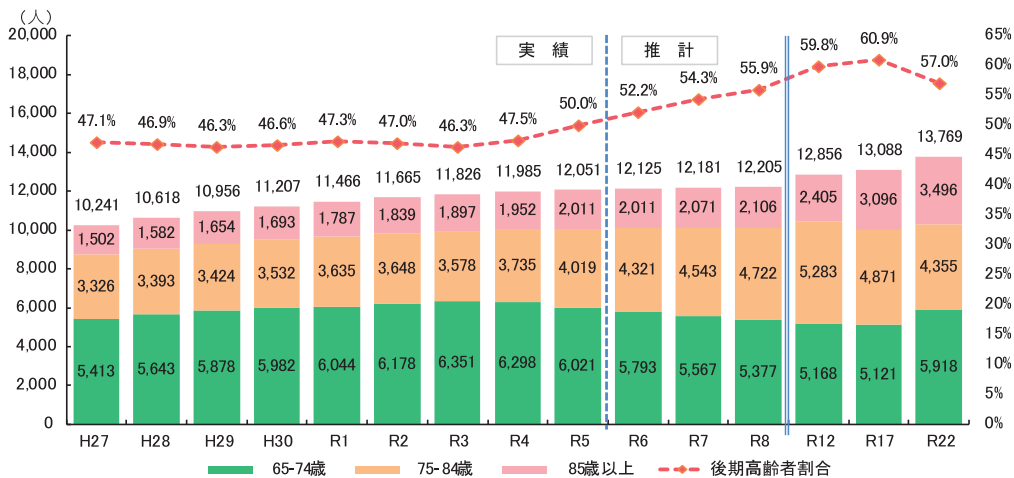


2

高齢者人口及び要支援・要介護認定者数の推計

(1) 高齢者人口の推移と見込み

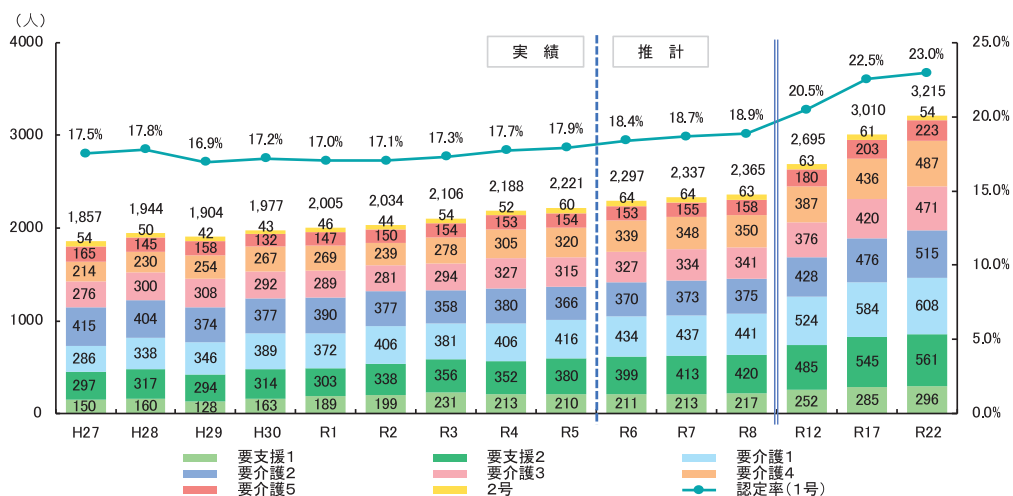
令和5年(2023年)以降、後期高齢者は令和17年(2035年)まで増加し続け、高齢者全体に占める割合も60.9%まで上昇していくものと見込まれます。また、令和17年(2035年)に団塊の世代が85歳以上となるため、令和22年(2040年)にかけて、85歳以上人口は急増すると推計されます。さらに、令和22年(2040年)には、団塊ジュニアの世代が65歳以上となるため、高齢者数は引き続き増加が見込まれます。



資料: 令和5年以前は住民基本台帳人口(各年9月末現在)。令和6年から令和8年までは住民基本台帳人口を基に推計。令和12年からは国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成30(2018))年推計)。

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数は、平成30年(2018年)以降は増加推移となっています。今後も、後期高齢者数の増加に伴って認定率も上昇し、要支援・要介護認定者数は増加していくものと見込まれます。

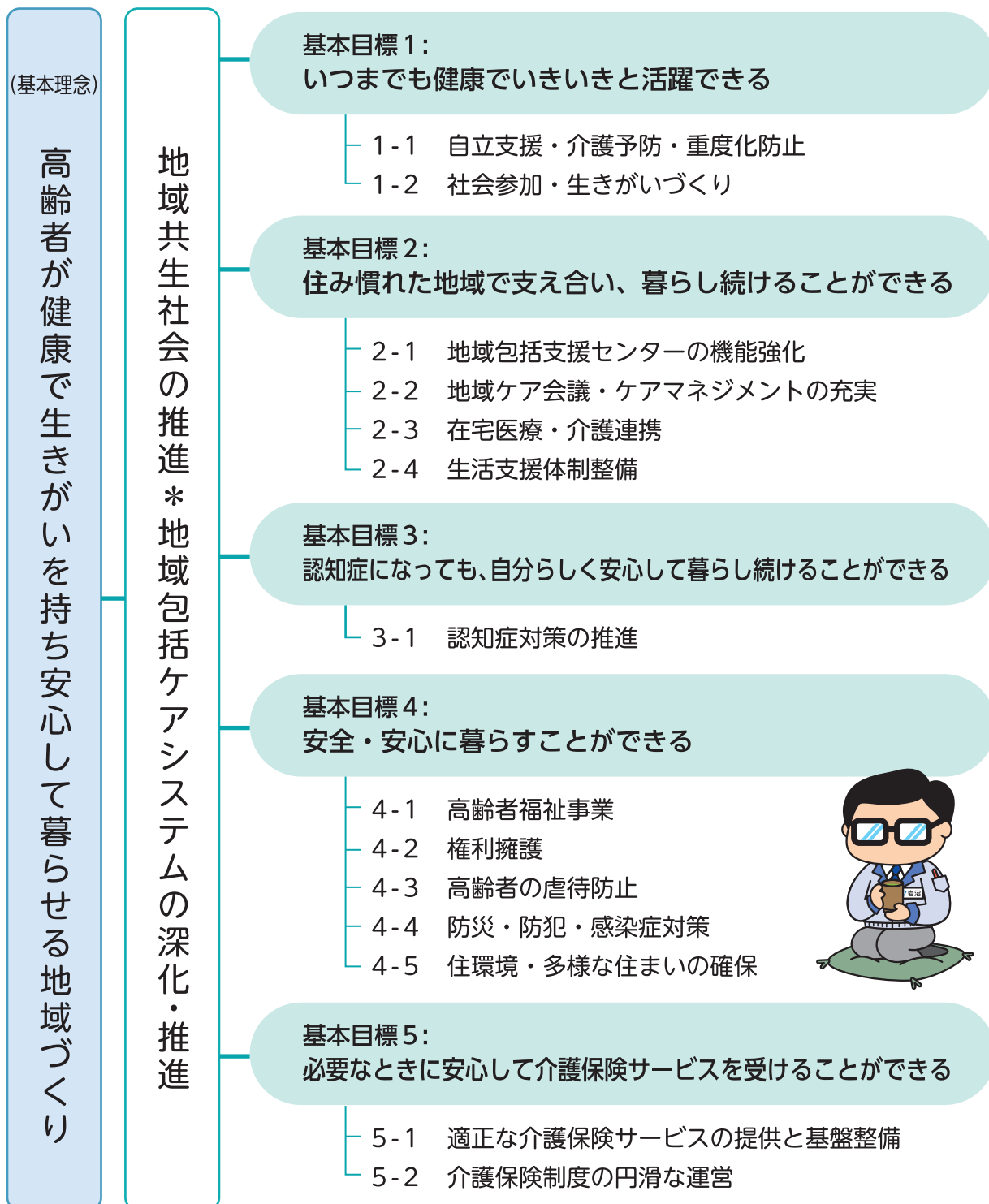


資料: 令和5年以前は介護保険事業状況報告9月月報。令和6年以降は地域包括ケア「見える化」システムによる推計(性別・年齢別・要介護度別認定率の推移から将来の認定率を設定し、将来推計人口を乗じて算出)。

3

第9期計画の基本的な考え方

本計画では、岩沼市総合計画におけるまちづくりの柱を踏まえながら、地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの構築をさらに深化・推進していくため、『高齢者が健康で生きがいを持ち安心して暮らせる地域づくり』を基本理念に掲げ、令和22年(2040年)を見据えた計画とします。本計画の施策体系は次のとおりです。



基本目標 1 いつまでも健康でいきいきと活躍できる

1-1 自立支援・介護予防・重度化防止

要支援・要介護状態への移行を予防すること、要介護状態等の軽減及び悪化を防止することを目的とし、自立支援・重度化防止を推進します。総合事業の充実を図るため、機能回復を目的とした短期集中予防サービスを新たに事業化し、高齢者の自立した生活及び生活の質(QOL)の向上を目指します。

【主な取組】

- 介護予防普及啓発事業（健幸いきいき広場、常設型通いの場など）
- 地域リハビリテーション活動支援事業
- 通所型サービス（お買い物ミニデイ事業、短期集中予防サービスなど）

1-2 社会参加・生きがいづくり

高齢者が自らの経験や知識を十分に生かして積極的に役割を果たせるよう、多様性・自発性を尊重しながら、高齢者の社会参加や生きがいづくり促進を図る施策を展開していきます。

【主な取組】

- 交流サロン・通いの場の充実
- 老人クラブ活動補助事業

基本目標 2 住み慣れた地域で支え合い、暮らし続けることができる

2-1 地域包括支援センターの機能強化

医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援の確保に向けて、連携・協働の体制づくりや、地域包括支援センターの機能強化を図ります。また、地域の既存の社会資源と効果的に連携して、地域における相談支援の機能を強化していきます。

【主な取組】

- 地域のネットワーク構築
- 総合相談支援
- 家族を介護する者に対する相談支援
- 地域共生社会の観点に立った包括的な支援の実施

2-2 地域ケア会議・ケアマネジメントの充実

複数の地域ケア会議を活用することによって、高齢者等の個別課題解決機能を中心としながら、ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり資源開発機能、政策形成機能を発揮させ、地域包括ケアを推進します。

【主な取組】

- 地域ケア会議の推進
- 包括的・継続的なケア体制の構築
- 支援困難事例等への指導・助言

2-3 在宅医療・介護連携

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、関係機関が連携して、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築します。

【主な取組】

- 資源の把握・課題の抽出・切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- 医療・介護関係者間の情報共有・研修会の実施等

2-4 生活支援体制整備

多様な主体と連携体制を構築し、日常生活圏域ごとに住民同士による、支え合いの地域づくりを促進します。また、高齢者等見守りネットワークを強化し、地域全体で見守る体制づくりに努めます。

【主な取組】

- 自助・互助による効果の推進
- 高齢者見守り施策の推進

基本目標3 認知症になっても、自分らしく安心して暮らし続けることができる

3-1 認知症対策の推進

認知症の理解促進及び認知症サポーター養成を図るとともに、地域で把握した認知症の方やその家族の悩み・ニーズを支援者をつなぐ仕組みである「チームオレンジいわぬま」を推進していきます。

【主な取組】

- 普及・啓発の推進
- 認知症の容態に応じた支援体制の強化
- 介護家族への支援の強化
- 認知症の方に優しい地域づくりの推進

基本目標4 安全・安心に暮らすことができる

4-1 高齢者福祉事業

支援を必要とする在宅の高齢者に対して、日常生活の支援サービスを提供します。また、ヤングケアラーを含め、在宅で高齢者を介護する家族等の支援の充実を図ります。

【主な取組】

- 高齢者等緊急通報システム事業
- 高齢者紙おむつ等支給事業
- 家族介護教室

4-2 権利擁護

成年後見制度の広報周知や相談機能の強化を通して、意思決定支援としての成年後見制度の利用促進に努めていきます。

【主な取組】

- 成年後見制度の利用支援
- 高齢者権利擁護アドバイザー

4-3 高齢者の虐待防止

高齢者への虐待の予防、早期発見等、迅速かつ適切な対応ができる体制の確保を図ります。また、虐待の状況がより深刻な場合には、被虐待者の保護を含め、適切に対応します。

【主な取組】

- 高齢者の虐待防止に向けた体制整備の強化 ●高齢者虐待への対応強化
- 養護老人ホームへの入所措置

4-4 防災・防犯・感染症対策

災害や感染症に対する備えとして日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止の周知啓発に努めるとともに、発生時には高齢者の安全を確保しながら、継続的なサービス提供ができる体制の整備を図ります。

【主な取組】

- 災害等への対応（熱中症予防を含む） ●個別避難計画の作成 ○感染症への対応

4-5 住環境・多様な住まいの確保

多様な生活のニーズに合った住まいが適切に供給される環境を確保するとともに、住まいの確保に向けた支援や住宅改修等への支援に取り組んでいきます。

【主な取組】

- 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員の配置 ○住まいの確保に向けた支援

基本目標5 必要なときに安心して介護保険サービスを受けることができる

5-1 適正な介護保険サービスの提供と基盤整備

高齢者が安心して必要なサービスを利用できるよう、サービスの質の向上に努めます。また、令和22年(2040年)等の中長期を見据え、介護サービス提供基盤の整備等を検討していきます。

【主な取組】

- 居宅サービス ○施設サービス
- 地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護の整備など)

5-2 介護保険制度の円滑な運営

介護保険サービスを適切に選択・利用でき、円滑に提供されるよう、給付の適正化に取り組みます。併せて、県と連携を図り、不足している介護人材の確保や介護現場の生産性向上等に向けた事業所への支援に取り組めます。

【主な取組】

- ケアプラン等の点検 ☆介護現場の生産性の向上・業務効率化支援
- ☆介護認定審査会及び認定事務の簡素化・効率化

6

第9期保険料の設定

令和6～8年度の介護保険料の基準額は78,000円(年額)となります。

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて13段階に分かれます。

所得段階	対象者の所得区分	調整率	年間 保険料額
第1段階	・生活保護受給の方 ・老齢福祉年金受給者※で市民税非課税世帯の方 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額※の合計が80万円以下の方	0.455	35,500円
		軽減後 0.285	22,200円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.685	53,400円
		軽減後 0.485	37,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方	0.69	53,800円
		軽減後 0.685	53,400円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	70,200円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.00	78,000円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	93,700円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	101,500円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	117,100円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	132,700円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	148,300円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	163,900円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	179,500円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.40	187,400円

※**老齢福祉年金** 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※**合計所得金額** 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額で扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。平成30年4月から「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」及び「公的年金等に係る雑所得を控除(所得段階が1～5段階のみ)」した金額を用いています。

第9期 岩沼市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

発行：令和6年3月 編集：岩沼市健康福祉部介護福祉課
〒989-2427 岩沼市里の杜三丁目4-15 TEL：0223(24)3016

